

公益財団法人広智奨学会  
代表理事 橋本 堅次郎 様

## 異 動 届 出 書

貴財団の奨学金規程第 10 条に該当する下記事由が生じたため、別添の書類とともに届出いたします。

<異動事由>

\_\_\_\_\_

<添付書類> (例：外国留学の目的、概要がわかる資料等)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

**(奨学生)**

現住所： \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ (印)

**(身元保証人)**

現住所： \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ (印)

奨学生との続柄： \_\_\_\_\_

以上

公益財団法人広智奨学会「奨学金規程」から抜粋

(異動届出)

第10条 奨学生は、氏名・住所・その他本人に関する重要な事項に変更があったとき又は第13条の各号の一に該当する場合は、直ちに届けなければならない。

(奨学金の廃止)

第13条 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、奨学金の給付を廃止する。

- (1) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (2) 学業成績又は操行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。
- (5) 在学している学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- (6) この法人の事務局と長期にわたって連絡がとれないとき。
- (7) この法人の理事会で給付を廃止すべきと認められたとき。
- (8) その他奨学生としての資格を失ったとき。